

す則ち左に重なる各地の金銭受渡法及商品取引法の特に異習あるものを摘記すべし

營口に於ける一般問屋の手數料は従價百分の二にして其金銭授受は商品引渡後三日を普通とせり而して其拂渡法に過爐銀、直銀の二種ありて前者は畢竟無形貨幣の取引にして銀爐と稱する一種の銀行業者を中心とし買賣各者より取附手形支拂手形を發行して完成し後者は直接に現銀の受渡をなすものを云ふ猶該地に於て専ら行はるゝ豆の賣買に就て一言すべし其取引法に手形及現金の二種あること他に同じきも手形を以てするものは期票と稱し現物を授受せず假令ば相場を以てする定期的賣買にして三ヶ月を一期とし一年を舊三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日の四回に分ち他は現票と稱し實物現金共に直に授受す前者は主として冬季間に行はれ後者は夏季中に屢々行はるゝものなり奉天府は清祖龍興の舊都にして商業者の基礎鞏固なるを以て由來信用貸借即錢舖を中心として通知的取引をなせる過碼と稱するもの盛んに行はれ居りしに日清、北清、日露等の大戦争續起し漸く經濟界の不潤を來たし隨て商家の不信を

招く等のこと屢々之ありしかば今や漸く現金取引を増加して古の過碼制度は漸次其勢力を失ふに至れり一般賣買期限は十五日後拂を普通とし常取引の間に限りて一年を五月、八月、十二月の三期に分ち以て決算期と爲せり該地問屋の手數料は販賣の時は賣揚高の二分に殆んど一定せるものゝ如きも購買の時は品種に依りて各手數料を異にせり即ち雜貨及反物等は買入高の一分豆油は一萬斤に付き小錢二十三吊文豆糟是一片に付小錢二成文大豆は一斗に付小錢二成文とし其他倉敷料として一斗に付小錢五成文を收め居れり

鐵嶺縣地方は過爐等の特別制度之れなしと雖も一般定期仕拂ひ行はれ三ヶ月を一期とし之が長短によりて賣買價額に日歩を附せるもの多し日歩は普通年一割二分を標位とせるものゝ如し該地方の一般問屋手數料は販賣は賣上の二分、購買は反物及雜貨は買入額の一分大豆は一斗に付小錢一成文及倉敷料人夫賃として一斗に付小錢五成文を收め居れり

奉化縣、農安縣、黑林子地方は凡べて五月、八月、十二月の三節拂ひを普通とせり長春府は信用取引盛んにして一ヶ月を現金受渡の期限とし一月を三日、六日、九日、

十三日、十六日、十九日、二十三日、二十六日、二十九日の九回に分ち以て決算期とせり其方法は過爐銀の制度に同じく錢舖之れに任じ居れり一般問屋の手數料は販賣の時は綿布、綿糸、燐寸等は賣揚の二分雜貨は三分にして購買は豆油は買入額の三分、豆糟大豆は一分五厘にして倉敷料及積出手數料として一分を收む吉林府には一種特別の取引法行はる即ち一月を四日、十四日、二十四日の三回に分ち錢舖兩者間の仲立となり第一回に全額の二割、第二回に殘額の二割、第三回も亦殘額の二割を支拂ひ以下順次之に倣ひ以て三ヶ月末に全部の貸借を結了するなり一般問屋の手數料は販賣の時は綿糸、綿布は賣揚の二分雜貨は三分購買の時は何品に限らず買入の一分を普通とせり

長山屯地方は春季清明の節前年度の決算を爲し結果を各家に通知し秋季中秋の節より順次之を回收するの制度行はれ拉法站附近は一年三節拂ひを多しとす農安縣及福隆泉地方は一年一回の決算を普通とし現金買賣又盛んに行はれ居れり

朝陽鎮地方は一年三期拂ひ多く寬街地方は一年一期拂ひを多しとす

敦化縣地方は一年三節拂を主とし延吉廳地方は現金買賣多く行はれ琿春地方は現買を主とし又九掛と稱し全額の一割を手附として支拂らひ置き十日後に殘額の授受をなすもの少なからず

寧古塔、東京城地方は現買を主とし懸取引は六月、十二月の二期を以て決算し鐵嶺河附近は一年三期勘定多く穆林附近は現買多し

三岔口地方は全額十分の六を前渡し商品授受を終りたる後殘額を支拂ふもの多し

一面坡地方は一月を決算期とせるもの多し

山河屯地方は一年一期の決算を常とし

雙城堡、石頭城子、上河灣地方は一年二期拂ひ多し

伯都訥地方は一月を以て決算期とせるものと二月を期限とせるもの、二種あり現買亦少なからず

阿什河、永增園地方は月期半月期と稱し十五日を決算期とせるもの及び三十日を一期とせるもの、二種あり

長壽縣、三姓等一帯の地は多く一年三期拂ひの制を採用せり
呼蘭城、白彥蘇々、沈家窩棚、上集廠、餘慶街地方は一年三期決算のもの多く北團林子のみは十日を一期とせるもの大半を占め一年三決算のものは却て少數に限れるものゝ如し

齊々哈爾、興安、墨爾根城地方は一年を瑞陽、中秋、過年の三期に分ち全部取引の終決算をなすもの多し

海拉爾、滿洲站地方は凡べて現金取引を履行せり

露領「ストレチンスク」「チタ」「ゴルビツア」「ウスチカリスカヤ」等皆現賣を主義とせるも懇親の間は年三期の制を採れるものあり但し砂金の買賣に限り商品受授の後一ヶ月を経て支拂を爲す特風あり蓋し一ヶ月間の平均相場に準據して價格を決定する要あればなり「ブラゴエチンスク」地方は十日又は十五日を一期とし「ハヴォフスク」地方は現買を以てせるもの多し

第二項 開市

滿洲及之れと近接せる露領各地中稍々住民多き都邑には皆日市と稱し市内一定

の地を撰び毎朝各種の商人集來して日用食料品即野菜肉類等を販賣し以て附近住民の需要を充たせり而して未だ日市を開催するに到らざる地方は節市と稱し一月を數回に分ち或は隔日に市を行ひ居れり即ち奉化縣、西安縣、長春府、農安縣、福隆、泉、吉林府、拉法站、長山屯、寬街、海龍府、朝陽鎮、敦化縣、延吉廳、琿春、東京城、寧古塔、鐵嶺、河、穆林、綏芬廳、一面坡、橫道河子、拉林城、五常廳、雙城廳、猪兒山、孤榆樹、阿什河、哈爾賓、伯都訥、賓州廳、長壽縣、三姓、呼蘭城、沈家窩棚、白彥蘇々、北團林子、上集廠、餘慶街、齊々哈爾、墨爾根、興安、札蘭屯、海拉爾、滿洲站及露領「ストレチンスク」「チタ」「ゴルビツア」「ブラゴエチンスク」「ニコリンスク」「浦鹽」「ラズドリノエ」「ハヴォフスク」等の各地は皆日市を有し黒林子は隔日毎に街の東頭に開市し三日毎に一回西頭に開市し石頭城子等は隔日毎に節市を開催し通溝、郭家店子の如きは一、四、七の日に開市するを常とし山河屯、上河灣、朱家城子の如き一ヶ月三、六、九の九回に節市を定むるものあり又露領「スバスカヤ」「イマン」の如く一週一回開市するもの等の各種ありとす

更に北方各地に於ては歲市と稱し例年一回或は二回定期的に大市を開催し附近數十里内の住民雲集し數日間之れを續行するものあり歲市の制度は前述日市節

市と大に其性質を異にし日々の需要を充すと云ふよりは寧ろ臨時的に商品の交換をなすべき貿易市場を假設するものと謂ふべきなり願ふに北部滿洲及西比利亞地方は疆土曠漠として人烟稀少各村邑相隔ること遠く且つ運輸の途未だ開けざるを以て古代の遺風に倣ひ是等物々交換の制度を採用するの必要を生じたるものなるべし故に鐵道開通し人口漸く増加して各所に大市場の新起したる今日に於ては漸次衰頹を呈し昔時盛大の餘影だに存せざるに到れり然れども現今猶全西比利亞を通じて七百餘箇所の歳市ありて毎年の取引額五千萬留の巨額に達すと云へり滿洲に於て最も盛大なるものを例年晩春草木發芽の頃齊々哈爾城の北方約一里の地に開催せらるゝ楚爾罕歳市となす蒙古各部落の土人及愛琿、墨爾根、齊々哈爾、北團林子、呼蘭城、伯都訥等の商賈屠沽等雲の如く來集し輪蹄絡繹として獸皮其他の商品積んで山の如く牲畜野を蔽ふて波紋を作れり先づ砂を劃して界となし各部落の牧民は北に駐し各都の商賈は南に屯し警兵中央に樹立して看守し全部の準備成るや警蹕の聲、音樂の響に連れて黑龍江將軍來臨し其進貢すべきものを撰抜して貿易の開始を許可するを例とす而して開市期間は二十日を以

て終る齊々哈爾城内に於ても一年三四回の歳市を行ふことありと云ふ楚爾罕に次ぎ有名なる歳市を海拉爾の西方二十里昂吉廟(蒙古人及露人は「ガンヂェール」と云ふ)に毎年九月一日より十日間開催せらるゝものとす三姓に於ても例年六月獸皮の歳市を行ひ吉林府、長春府等の毛皮商賈及附近の獵民來集し熱鬧頗る盛大を極め稍著名なるものとす

第三項 休息

滿洲に於ける清國商家の休息日は多く一定し過年節と稱し十二月末日より少なきは三日間多きは十五日間、元宵節と稱し一月十五日の當日或は前後三日間、端午節と稱し五月五日の當日或は前後三日間、及中秋節と稱し八月十五日の當日或は前後三日間休業し當日は全く閉店して一切の取引を廢し殊に過年節の如きは連日連夜遊興して一つも商業を顧みるものあらずと云ふ由來清國人は舊守尊典の民なるを以て古來の慣習を重んじ一に之を遵行して違ふことなく其代りに休息日以外は孜孜として業務に勉勵し妄りに自家の私用を以て閉店或は取引を謝絶する等のこと稀なりとす唯其休息日數の長短及び之に附隨して各地特別の休息

日を有するもの等の差あり更に北方露領各地の如きは周邊の事情に因りて已むなく一週一次の休息法を探り或は自家の休息日を廢して行はざるもの等あり左に各地中特殊の休息日を有するものを摘記すべし。

西安縣、穆林、敦化縣、朝陽鎮等の各地は端午節、中秋節共に當一日過年に五日間休業し一面坡及石頭城子地方は端午、中秋共に前後三日間過年に五日間休業し琿春呼蘭城及猪兒山地方は端午、中秋共に三日間なるも過年は十五日間休息し寧古塔地方は端午、中秋共に當三日間なるも過年六日間にして且つ一月十四日より十六日に至る三日間休業し、拉法站は端午、中秋共に當一日にして過年には五日間及一月十四日より十六日に至る三日間休息し、農安縣附近は過年三日間端午、中秋共に當一日に限り永增園附近は端午、中秋共に前日より二日間過年六日間休業し、雙城堡、三岔口、餘慶街、上集廠、海拉爾の各地方は端午、中秋共に當一日にして過年は六日間とし、山河屯、上河灣、長壽縣地方は端午、中秋共に前日より三日間にして過年には十五日間休息し、白彥蘇々地方は端午、中秋共に前後三日間過年は十二月二十八日より一月十五日迄休息し、吉林府は四月二十八日、五月五

日、八月十五日に各當一日及過年に五日間休業し、三姓地方は過年に十八日間及二月二日、三月三日、四月十八日、五月五日、六月二十四日、八月十五日の各節共に當一日間休息し、外に山西人は五月十三日、山東人は七月十五日各會館の總會日として休業し、猶九月十七日は財神廟祭に當れるを以て休息するもの多し、北團林子地方は過年に五日間端午、中秋共に當一日及九月の財神廟祭に前日より二日間休息するを常とし、東京城地方は過年に六日間と一月十四日より十六日迄三日間及二月一日、端午、中秋共に當一日間休息し、伯都訥地方は過年六日間、一月十四日より十六日に至る三日間及四月十八日、端午、六月六日、中秋に當一日休業し、長山屯附近は過年に十二月三十日より一月十六日に至る間及三月十六日、五月五日、八月十五日の當一日を休息の日とし、寬街附近は凡べて長山屯に同じきも過年は六日間に限り、鐵嶺河附近は過年に三日間休業するに留まり、ブラゴエチ、エンスクに於ては端午、中秋共に當一日休業し、猶露人に倣ひて一週一次休息し、滿洲站及露領に屬する「ストレチンスク」チタ「ボンエツト」ラズドリノエ「スバスカヤ」ニコラエンスク等の清國人は皆露國の祭日に休業する代はりに自家の休息

日を應用せるもの之れなしとす

第六節 金融

滿洲に於ける金融機關は世人の豫想せる如く不發達のものにあらず即ち各地共に個人設立の銀行業者頗る多く大なるものに票莊、銀莊あり小なるものに錢莊あり又我國の質店に類する當舖なるものあり或は通貨の良否を判定する公估局等ありて一人又は數人の組合的合資になり未だ株式組織の如き文明的制度を採用せるものなしと雖も資本富裕にして基礎甚だ鞏固なるのみならず各自信用を重んじ銀行業者が各商家との取引情態は素より自己の資本又は協同契約すら秘密に付せるに拘はらず世人は一も之れを恠しまず唯出資者の資産と主任者の手腕及信用に依頼し又銀行業者は確固たる同業組合を設立し手形交換、利子標定、通貨評價等の事務を取扱ふのみならず市中の摸範となるべき董事を互撰して一般紛議に當たらしめ若し經濟界の危機に接し組合員中若くは同業者に密接關係あるものに破綻者を生ずる等の事あれば各自相助けて其維持に勉むる等常に信用

に準據して行動せるを以て或は取付けに遭ひて不換手形を發行し以て憂を預金者に懐かしめ或は破綻を暴露して累を關係者に及ぼす等のこと極めて稀なり若し夫れ露領各地に至りては總べての經濟機關完備せず隨て其金融も微々として振はざるものあり即ち唯一の金融機關たる銀行は商業よりも寧ろ農墾業に投資するを喜べるもの、如く所謂不動産を擔保としてのみ貸付を爲すの傾向あり而かも如此ものすら其數極めて少なく東部西比利亞を通じて露清銀行支店を除き僅かに二農業銀行一商業銀行の三四支店あるに過ぎざるなり

第一項 金融機關

滿洲に於ける金融機關に數種あり曰く銀行、曰く票莊、曰く銀莊、曰く銀爐、曰く錢莊、曰く當舖、曰く公估局之れなり

第一 銀行

滿洲及東部露領に本支店を有し稍々其勢力を擴張せるものは露清銀行(華俄道勝銀行)、西比利亞商業銀行、ニーヂニー、ノヴゴロツト、サマラ、農業銀行及「ヤロスラーフ、カストロム」農業銀行の四銀行なり

露清銀行は主として對滿洲及東部西比利亞の露國經營を補助し以て其東方に於ける露國の經濟的勢力を扶殖せんと欲し設立せられたるものにして本店を露京に有し日露戰爭前迄は「ブラゴエチエンスク」浦鹽「ニコラエブスク」哈爾濱營口大連旅順口に支店を有し遼陽州奉天府鐵嶺縣公都嶺開原縣長春府吉林府齊々哈爾城海拉爾城橫道河子琿春寧古塔伯都訥「ニコリヌク」等に出張所を置き普通銀行業の外商品運送及火災保險等を營めるのみならず滿洲内に於ける鑛山採掘鐵道敷設電線架設等の特權を有し其設立の目的が既述の如く専ら對東方殊に滿洲に於ける露國の經濟的勢力を扶殖するにあるを以て主要品の輸出入季節に際しては或は荷爲替の前貸を爲し或は信用狀を以て資金の融通を圖り輸入貨物に對し倉荷證書又は信用により低利の貸金を爲し或は相場下落の時利子を引下げて持久の便を與ふる等活動頗る勉め居れり其の貸金は通常割引爲替前貸當座貸越等に別かれ期限は短少のもの多く而して其貸付法は清國銀行業者を除き大概擔保を要し主として綿糸綿布大豆豆糟茶等の商品を以てし預金は定期當座の二種にして一覽拂預金手形に限り銀兩手形墨銀手形の二種あり而して資本金は一千百二十

五萬留にして一株百二十五留例年十二三留の配當を爲し市價二百三十七留を價せりと云ふ

西比利亞商業銀行は本店を「ニカテリンブルグ」市に有し支店を「ブラゴエチエンスク」に設け資本金は二百四十萬留にして一株二百五十留に對し四十留の配當あり各銀行中最も好況にして市價七百六十五留の高額に達せることありと云ふ

「ニーヂニー」ノヴゴロト「サマラ」農業銀行は本店を「モスコ」に有し「ブラゴエチエンスク」及浦鹽に代理店を有す資本金三百二十五萬六千留にして一株二百五十留配當四十留に達し市價六百二十五留に價す

「ヤロスラーフ」カストロム「農業銀行も前者と同じく本店を「モスコ」に代理店を「ブラゴエチエンスク」及浦鹽に有し資本金二百五十萬留一株二百十留にして三十三留半の配當を爲し市價五百三十留を價せり

此他各都市に助産抵當貸付所と稱する一種の市立又は私立銀行二三にして止まず即ち浦鹽の「コンストアルベルス」の如き特に銀行部なるものを設け各地に支店を有して盛んに商工業に貢獻しつゝあり

第二 票莊

五百八十四

票莊一に票號と云ふ其主業は爲替業にして或る滙費即ち手数料を收め兌換滙送を爲すにありて多く山西商人の營業に係れり票莊は又爲替業の外銀票、銀兩を發行し或は官私金の預入を引受け信用ある商店又は確實なる商人に限り貸付を爲すことあり而かも信用貸を主とし抵當を以てするもの極めて少なしと云ふ官金預金は大概無利息を原則とし若し之ありとするも極めて少額に過ぎず其代はりに官金の滙送は無料を以てするの習慣あり資本金は普通五六萬圓より數百萬圓に至るもの多し猶北部滿洲の各地には烟土莊と稱する阿片問屋ありて常に票莊と同様爲替業を兼營し又僻地にして特に票莊等の存置なき地方は該地の豪商巨賈に依託して爲替するを得べく或は雜貨商の富裕なるもの自ら之を一種の兼業とせるもの少なからず

第三 銀莊

銀莊一に銀號と稱す業務票莊に異らざるも概して前者に比し規模稍小なるもの多く資本金五萬圓乃至百萬圓を普通とし猶銀莊は主業を預金貸付に措き票莊は

爲替兩替に重きを置ける傾向を有せり而して銀莊中専ら官金を取扱ひ或は税金の保管等に任せるものを特に官銀號と稱せり貸金は缺銀爐と云ひ定期當座の二種あり猶確實と認めたる商店に一ヶ年間の使用資金を概算し普通利子より低率を以て貸出の豫約をなすものあり預金は有銀爐と稱し亦定期當座の二種あり北部滿洲の各地殊に西方蒙古に近接せる地方は蒙古人及滿洲人間に需要廣き銀製の首飾腕環等裝飾品の製作販賣を兼業せるもの少なからず

以上票莊、銀莊の二者は規模營業共に相類似し特に其表示を見るにあらざれば容易に之れを識別すべからず故に一戸の商店を指稱して或る者は票莊なりと云ひ或るものは銀莊なりとする如き混雜あるを免れずとす即ち爰に北部滿洲及近接各地の状況を叙するに當りても此の弊を避くる爲め票莊、銀莊を混記して其明かに證據立てられたるものは之れを明記し稍々疑ひを存すべきものは其孰れにも挿入せず併記することゝしたり

營口には蔚太厚、協成乾、大德玉、志誠信、大德通、合盛元、中興和、大德恒、存義公等あり皆山西人とす

奉天府には蔚太厚志誠信、增裕厚、大德恒、大德裕、協和信、百川通等あり皆山西人の設立に係り多く北京の支店とす平均各一店一年の爲替額四百餘萬兩に達すと云ふ。奉化縣には廣增裕、福興泉等の雜貨商之を代作せり。長春府は仁和號、興順號、廣順號、公盛號、順盛號、裕盛號、福興號、萬發號等を主なるものとし就中興順號、廣順號は最も大なり。農安縣には同合源なるものありて天津、營口、柳樹營、山海關に滙金するを得べし。吉林府には大なるもの公昇玉以下五戸あり即ち公昇玉は該地財神廟の東にありて山東省昌邑縣人姜氏の設立に係り三十餘人を使用し資金百萬元と稱す。會昌厚は西大街の路南にあり山東省黃縣人の設立に係り上下二十餘人を使用せり。資本金百萬元に達す。會泉號は崔家巷にあり該地人の設立に係り百萬元以上の資産と稱し。福盛公は二道街にありて該地人の經營になり資本金三百萬元と云ひ最も大なるもの。とす。天合號は西門臉路南にありて資本金二百萬元と稱し均しく該地人の設立に係れり。外に西大街に吉林將軍の建設になれる吉林官錢局ありて滙銀の引受けを爲せり。

琿春には同順成、福盛奎の二戸ありて代作し上海、浦鹽、哈爾濱、芝罘等に滙銀するを得べし。

寧古塔には票莊三戸あり曰く會昌厚、曰く公成玉、曰く同盛元にして後者は山西人張氏の設立になれり。銀莊は該地の八巨南即ち元吉當、天成當、合發當、福元當、奪合當、萬發號、慶祥福、恒盛永、兼業せり。

三岔口は雜貨商恒興昌之に任せり山東人の設立に係る。

拉林城は四大商即ち福盛公、新盛恒、廣興福、廣興店代作す。福盛公は該地人の設立になり他は凡べて山西人の經營する處なり。

阿什河に重なるもの六戸あり會昌號、泉川號、和川號、豐盛泰、祥順隆、元發號にして始め三戸は共に直隸人郝氏の設立に係り。豐盛泰は吉林府の老牛家、祥順隆は該地の旗人、元發號は山西人の設立に係れり。

哈爾濱には同泰福、和昌泰、會昌厚、同順成、盛泰義、洪順成、都新裕、洪舛福、東順成、東順岳等ありて皆三、四十萬の資本にして各地に支店又は取引先きを有し多く山西人の設立に爲れり。

伯都訥には德茂、福太、德興號、公成號の四戸あり

長壽縣には巨商益舛、東福慶、廣會舛、東廣順、恒永舛、和德昌慶等ありて皆之を代作せり

三姓には票莊三戸あり、會昌厚、會發德、德裕合にして銀莊は多く、首飾銀匠の兼業に係り十餘戸あり

呼蘭城は票莊に永和福、會泉號あり、銀莊に永太福、恒來號、同舛廣、天增號、利發和等あり

白彥蘇々には會昌厚を始めとし、其他烟土莊の銀莊を兼業せるもの二十餘戸ありと云ふ

北團林子には銀莊二戸あり、裕勝和、德昌厚にして前者は天津人の設立に係り、後者は吉林人の設立する處とす

齊々哈爾には票莊七戸あり、皆各地の支店に係り、該地豪商の店内に同居せるもの多し、即ち德昌源、會全號は萬增店內に、公昇慶は公和店内にあり、共に吉林人の設立とす、和盛通、會源達は同來店内にあり、前者は奉天人、後者は北京人の設立とす、公成

玉は同昇通店内にあり、吉林人の設立にして、天津人裕勝合は廣源棧内にあり、猶此他に廣信公司と稱し、萬增店内に事務所を置き、店主王氏之に總辦となり、揚樂昌なるものを會辨とし、減和慶なるものを副辨に任じ、専ら錢票を發行し、月一分の利息を以て貸付けに従事せるものあり、兼ねて各地への滙銀に應じ居れり、海拉爾には洪順成、豐盛隆、義興源の三戸あり

第四 銀爐

銀爐は一に爐房と稱し、南滿洲に多し、主業は元寶銀の鑄造にありて、或は銀塊を購入し、元寶銀を鑄造して銀莊に賣出し、或は銀莊等の依頼を受け、各種の銀兩又は銀塊を元寶銀に改鑄するものとす、而かも是等は其表面營業にして、事實上普通銀行業を兼業せざるもの殆んど之あらず

營口及奉天府は銀爐の最も盛大なる地方にして、營口に二十餘戸あり、主なるものを裕盛增、長源隆、世昌德、義順魁、天合益、豐泰永、元茂德、恒義源、裕盛長、恒義利、協興永、元增祥、永惠興、恒有爲、長源成、宏聚和等とし、奉天府には七、八戸あり、又寧古塔に萬盛德、成局公の二戸あり

第五 錢莊

錢莊一に錢舖と稱す多く雜貨商の兼營に係り主業は兩替業にして銀兩、銀元、銅錢等の兩替を爲し兼ねて預金貸出を營み又錢票と稱する銅錢手票を發行し或は爲替業をも營めるものあり更に滿洲各地の錢莊は砂金の購入販賣を爲せるもの多しとす其開設は概して個人の自由に放任し政府は之れに就て何等干渉せず唯其開始に際し一片の通知書を地方官に差出せば可なり資本金は五千圓以上三、四、十萬圓以下のものを普通とし時に數百萬圓のものあり左に各地の錢舖情况进行を列擧すべし

遼陽州に十五戸あり廣興德、東舛泰、玉舛隆の三舖を主なるものとす

奉天府に五十餘戸あり資産四、五十萬兩のもの多く二百萬兩以上を有する大舖十餘戸あり

西安縣には雜商の兼營せるもの數戸あり

奉化縣に十餘戸あり福盛和、東順厚を稍大なるものとす

黑林子には廣源泰、會春號、天成永、福德厚、復興生、萬發當、鴻興、當利、天生外四戸ありて

各舖錢票を發行し奉天府以北の地に於て流用せらるゝと云ふ

長春府、農安縣、吉林府等皆雜商の兼營に係り各數十戸あり

延吉廳には專業祥發源、東舛永の二戸あり

琿春は同順成、福盛奎以下各大商の兼業せるもの十數戸あり

東京城には專業者太聚號一戸あり寧古塔、穆林、三岔口等各大商の兼營に係れり

阿什河には會昌號、泉川號、和順號、豐盛泰の四戸あり附近各市は皆巨商の兼業せるもの多し

伯都訥には十五戸の專業者あり

三姓は凡べて巨商大賈の兼營になれり

呼蘭城、沈家窩棚等も亦雜商の兼業に係れり

白彥蘇々は專業者永發興、萬順慶、大合得、元豐慶、永源發、永聚德の六舖あり

北團林子は廣來東、廣來發、義舛厚、東興和、廣源東等の巨商、餘慶街は豐成厚、天增泰、德順當、義興福等の大賈皆兼業せり

齊々哈爾は錢舖の數極めて多く同昇通、東發厚、寶豐昌、寶豐玉、裕厚發、福增興、裕發恒

裕昌慶、萬發和、同昇長、順昇和、萬和源、同增厚、裕興德、德盛昌、萬合興、聚恒貞、寶豐仁、其他五戸あり

海拉爾、墨爾根等皆雜商の兼業になれり

第六 當舖

當舖は我國の質商と大差なし而して一般概括して當舖と稱せるもの、中に狹義の當舖、質舖、典舖、押舖の四種ありて當舖は本種業の最大なるものを云ひ、資本金約三十萬圓以上百萬圓以下のもの多く、質舖は之に次ぎ資本金五萬圓以上二十萬圓以下、典舖は一萬圓以上五萬圓以下、押舖は千圓以下のものを云ふ、皆動産即ち土地、家屋を除きたる衣服、器具、米穀、綿布、雜貨、其他の商品及什器等或ゆる物品を擔保として貸出を營めるものにして、票莊、銀莊、錢莊等に信用なき小商人唯一の金融機關なり

左に各地に於ける當舖の情況を摘舉すべし

營口には當舖の數極めて多く其性質も他所と稍々異にして専ら豆、豆油、豆糟等を抵當として貸金をなし兼て其賣買に従事せるもの多く規模も隨て大なるものあり

りて普通資本金五六萬兩とす其重なるものを同昇、義順、西裕成、西昇裕成、西義順、東裕成、義豐等とし皆資本十餘萬兩を有せり

奉天府は當舖業の最も盛んなる處にして全數百餘戸に達し資本百萬兩を超ゆるもの三戸あり日清及北清戰爭の爲め稍々斯業の衰靡を來したるに明治三十四年當時の盛京將軍增旗は奉天公議會と謀り自ら二萬兩を先出して公議會員の出资を勸誘し以て今の公議當舖を設立し大に其振勢に勉めたり公議當舖は東西二拒に分れ東拒は専ら質物の受授に當り西拒は現金の受渡に任せり
遼陽州には三十餘戸ありて重なるものを天義當、德起當、廣興當、永盛當、東昇當、德源當、天增當とす

奉化縣には慶吉當、廣合當以下七、八戸あり

朝陽鎮には興和當一戸あるのみ

黑林子には鴻興當、萬發當の二戸あり

長春府には仁和當、興順當、廣順當、公盛號、順盛號、裕盛號、福興號、萬發號以下三十三戸あり

農安縣は大發當を最も大なるものとし福隆泉にては順盛公、世合源の二戸を大舗とし其他各十數戸あり

吉林府には糧米市場に四戸、河南街に五戸、炭市場に二戸、北大街に六戸、西關に四戸、江崖に三戸計二十四戸の當舗あり

拉法站には震源當一戸あり

長山屯には從來乾太長と稱するものありしが近時廢業して今や全くなし

上河灣には榮興當なるもの一戸あり

寧古塔には天成當、合發當、福元當、奪合當、元集當、元吉當、德發當、德和當の八戸あり

山河屯には德發當、滙聚當外一戸あり

拉林には專業一戸の外巨商福盛公兼營せり

布特哈門には天德當と稱するもの一戸あり

石頭城子には原と應盛當、紀義源の二舗營業したるも輒近廢業して今や全くなし

新里屯には德昌當、永春當、天源當、滙通當の四戸あり、雙城堡には凡べて五戸の當舗存せり

阿什河には會昌號、和順號、豐盛泰の三戸あり

伯都訥には專業當舗八戸あり、内大なるものを隆舛當、萬恒當の二舗とす

長壽縣には滙昇當一戸あるのみ

三姓には永春當、東廣德、西廣德、集成當、永盛當の五戸あり

呼蘭城には永和福以下十數戸あり

沈家窩棚には永發號、源發號、天合成の三戸あり

白彥蘇々には同慶當、同昇廣、聚發和、義合隆、晉舛泰、永源隆、雙發成、和成義、永發興の九戸あり

北團林子には南門裡に二戸、十字街に二戸、西街に二戸、計六戸の專業者ありて外に、雜貨商裕祥和の之を兼業せるあり

齊々哈爾には公盛、公興、東發祥、義記和、天記當、天德源、永和公、裕慶當の八戸あり

黑爾根には義舛厚、義舛東、同盛德、大德長、同舛永の五戸あり

第七 公估局

専ら銀兩の秤量及品性を批定する所にして通貨の多樣錯雜にして殊に假造多き

清國に於て一日も缺くべからざる金融上の一機關なり其名稍々官署的なるも凡べて私人の營業に係り政府は毫も干渉する所なく其設立の如きも概して地方官に通牒を發するのみに止まり敢て其允許をすら要せざるなり

第二項 金利

一般滿洲の金利は極めて低廉にして普通月二朱乃至三朱とす然れども營口の如く商業活潑にして資金を要すること多大なる地方に於ては其必迫時に際し頗る高率を呈示することあり即ち例年結氷前に於ける該地票莊等の貸付利子は月八朱に達し預金利子の如きも月三朱乃至四朱に昂騰することあり而して滿洲に於ては一定の機關なく各地の金利情態を知得するに極めて困難なるを以て左に銀行業者及質商の貸付利子を掲げ併せて貸付期限を記述したり蓋し此等を除き他に求むべきものあらざればなり

銀行業即ち票莊銀莊銀爐錢莊等は常時取引する商店に對して豫約貸付金の外當座貸越等は總べて豫め利率を約定せず同業者間の融通利率に依り毎日之を異にして算定し定期貸金は隨時利率を協定するもの多し而して一般貸付利子は定期

貸越當座共に月二朱乃至二朱五厘にして一ヶ月以上を算し定期貸付期限は多く三ヶ月とせり日歩貸は一般に行はれず殆んど絶無と謂ふて可なり預金利子は一朱五厘乃至二朱を普通とし貸付利子と大差あらず蓋し銀行業者の利する所は多く銀票錢票の發行にあるのみならず滿洲に於ては同業者間の競争あらざればなり但し當座預金に限り無利子のもの多く甚しきは小切手の使用すら許さざるものあり猶露清銀行其他の露國銀行は特別に屬し其貸付利子は六分乃至九分とす質商即ち當舖の一般採用せる利子は月三朱にして二十四ヶ月を期限とせり然れども各地各店によりて多少之を異にし利子は二朱より四朱に至り期限は十ヶ月より三十六ヶ月に亘り其種類極めて多し左に各地當舖の利子及期限を摘記すべし

奉天府に於ける公議當舖の貸付利子は月二朱にして期限は二十六ヶ月とし金額を小錢一吊文以上と限定し一般當舖も月二朱利を採用せるも期限は二十七ヶ月とし猶入質者の依頼により三十ヶ月迄延期する特習を有せり
鐵嶺縣の利子は月一朱七厘乃至二朱にして二十四ヶ月を期とせり

朝陽鎮、山城子、黑林子、長春府、農安縣、福隆泉、山河屯、上河灣、雙城堡、阿什河、賓州廳、三姓、沈家窩棚、齊々哈爾等の各地は利子月三朱を普通とし二十四ヶ月を期とせり但し大車に限り十ヶ月とし首飾其他貴重品は三十六ヶ月とす

吉林府の利子は普通三朱にして二十四ヶ月を期とせるも舊十月より十二月に至る三ヶ月間は特に二朱又は一朱五厘に利子を引下ぐる習慣あり

拉法站の利子は三朱を普通とし舊十月より明年一月に至る四ヶ月間に限り二朱五厘に低下し期限は衣服商品類は二十ヶ月、大車類は十二ヶ月と決定せり

寧古塔は一般三朱なるも元吉號、德興厚に限り四朱を取り期限は凡べて二十四ヶ月とす

伯都訥は普通三朱利子二十四ヶ月期限なるも鐵器類に限り期限を短縮し十二ヶ月とせり

長壽縣は利子三朱なるも期限は三十ヶ月なり

呼蘭城は利子四朱を普通とし稀れに三朱又は三朱五厘を採用するものあり期限は二十四ヶ月とす

白彥蘇々は一般三朱二十四ヶ月なるも鐵器類に限り十ヶ月期限となす

北團林子は普通三朱利子三十六ヶ月期限とし大車鐵器類に限り二十四ヶ月を採用せり

第三項 爲替

滿洲に於ては荷爲替取組の便法未だ行はれず總て信用手形の賣買に限れり蓋し運輸機關完備せず且つ運送極めて不確實なるを以て豫め到着日を決定する能はざるを以てなり信用手形は各市之れを匯款と稱し票莊、銀莊共に其取引先を各地に有せり而して其手数料は爲替相場の中に包含する習慣ありて多く定期拂にして郵便到着の當日より一週間以内支拂を常とせり其爲替料に到りては各地之れを異にせるを以て左に各地に就て記述すべし

奉天府は營口に對し逆爲替を用ゆるもの多し其相場は普通奉天元寶銀千七十兩に對し營口過爐現銀千九十五兩にして奉天の千兩は北京元寶の千六七十兩、上海元寶の千四五十兩に當す而して其滙送費は北京拂ひ千分の七十、上海拂ひ千分の四十、營口拂ひ千分の二を標準とせるもの如し

鐵嶺縣より營口に爲替するには多く小銀貨を以て取組み元寶銀を以てするもの極めて稀なり爲替料は小銀貨百元に對し四十仙乃至六十仙を普通とす

長春府は營口に逆爲替を組むもの多し長春元寶二十錠一錠は五十三兩五匁は營口過爐現金の千九十兩乃至千三百三十兩に當す

吉林府は營口より逆爲替を組むもの多し吉林元寶二十錠一錠は長春に同じは營口過爐現銀千七十兩乃至千三百兩に當す而して芝罘拂ひの爲替は大錢一吊五百七十五文を以て銀一兩を支拂ひ露貨一留は銀七錢一分に換渡せり

寬街より芝罘天津浦鹽等に爲替するには滙送銀一兩に付中錢百文を要す

琿春は芝罘上海拂ひ共に銀一元を銀七錢一分三厘に換渡せり

寧古塔より各地に爲替する滙送費は普通芝罘拂ひ百分の三、上海拂ひ百分の四、吉林拂ひ百分の一とす

三岔口より露貨を以てせば一留を銀六錢七分に換算し芝罘上海浦鹽に於て受取るを得べし

三姓より直隸山東各地及上海への爲替料は少差あるも大約元寶銀一錠五十三兩五匁に付き銀二兩を要し露貨を以て組めば芝罘拂ひ一留に付銀六錢八分を支拂へり

呼蘭城は中錢三吊三百文を以て北京天津芝罘拂ひ共に銀一兩とす

白彥蘇々より芝罘への爲替料は普通銀百兩に付銀二兩四錢なり

北團林子には爲替に裏加外加の二種あるも多く裏加を採用せり假令ば該地銀千兩を組み芝罘拂ひ九百九十五兩を以て算するを裏加と稱し外加は該地千五兩を以て芝罘拂ひ千兩に算するを云ふ而して芝罘天津上海共に滙送料は銀千兩に付銀五兩を普通とせり

齊々哈爾に於ける一般滙送料は芝罘拂ひ銀千兩に付銀十兩とし露貨千留に付露貨五留とす

「チタ」は露貨千留を拂込み芝罘に於て銀七百兩を受取るものを普通とせり

「ブラゴエチエンスク」は芝罘天津上海とも九六扣と稱し露貨百留を組み到着地拂ひ露貨九十六留を普通とす

「ハ、ロフスク」は露貨一留拂込み芝罘受取墨銀一元にして露錢一吊文拂込み芝罘

受取銀六錢二分なり

「スバスカヤ」より芝罘へ爲替の料費は普通百分の十を標準とせり

第七節 通貨

由來清國は一定の貨幣なく銀銅貨並び行はれ加ふるに各種外國の貨幣流通し頗る混雜を極め其經濟上に及ぼす不便少なからず殊に滿洲に於て其甚しきを見る即ち國別を以てせば露貨、日貨、清貨、英貨、米貨、韓貨等となり之れを種類より云へば紙幣、銀票、錢票、金貨、砂金、金條、銀貨、銀塊、碎銀、銅錢、制錢等あり更に其標準も區々として一定せず或は兩と呼び或は元或は吊或は圓或は留と稱し極めて複雑なりとす而して一般金銀貨は一種の商品として又紙票は單に一種の借用證券として授受せらるゝに過ぎざるべく若し強ひて本位貨とも稱すべきものを求むれば清人間に最も廣く最も多く通用せる銅錢及び制錢を擧げざる可らず蓋し銅錢及び制錢は價格小に過ぎて比較的製造少なきと事大主義の清國人は其容量及呼聲の大なるを喜ぶ傾向を有し加ふるに生活程度低く零碎物を購ふに便利なるを以てなる

べし而かも大取引に際しては如何に現實的の彼等と雖も量積共に大に過ぎ運搬に不便なるを以て已むを得ず自己が最も親しく知り且つ之れと同性質を有する錢票或は稍相似て輕量なる銀塊を使用するなり要するに日用品の買賣及び雜用には主として銅錢又は制錢を以てし大取引其他多額の金錢授受に際しては錢票又は銀塊を以てすと謂つて可なり

以下各貨幣を記述するに當り便宜上假りに貨幣に代用せる紙票以下の書札を廣義の紙幣とし砂金以下金質に屬するものを金貨とし一切の銀性物を銀貨とし制錢以下銅貨的性質を有するものを銅貨とし四種類に分解したり

第一項 紙幣

廣義の紙幣中には紙幣及手票の二種あり

紙幣は清國政府未だ之を發行せず専ら滿洲に於て流通せるものは露清銀行及日本銀行の二種に限り其他の香港上海銀行、正金銀行、通商銀行等のものは南方營口附近に於て稀れに使用せらるゝ事あるも殆んど之なしと謂て可なり更に日本銀行紙幣も日露戰役後漸く南滿洲の占領域内に其流用を見るに至りしものにて北

部滿洲に於ける唯一の紙幣は僅かに露清銀行のものあるのみ故に通貨として紙幣は甚だ重要なものにあらず

手票に銀票、錢票あり銀票は一に銀帖と稱し各票莊又は銀莊によりて銀元の代用として時に發行せらるゝことあるも極めて稀れにして多くの場合は錢票を以てし之れ亦重要なものにあらず目下滿洲に於て稍々勢力を有する銀票は山東省芝罘の順泰號の發行に係れるものなるも其流通區域は南滿洲の小部分に限れるものゝ如し錢票は一に錢帖と稱し銅錢又は制錢の代用として錢舖其他の銀行業者より發行せるものなり各地共に流通極めて盛んにして殊に銅錢及制錢に缺乏せる黑龍江省各地に於て最も多く流用せらるる猶本票は銀行業者の外各商店によりて金錢を支拂ふ代りに屢々發行せらるゝことあり而して錢票銀票共に其發行に就ては政府何等干渉せず専ら發行者の信用と資産により放任せるも信用を重んぜる清國商人は妄りに巨額を出す等のことなく普通取付けに備ふる爲め發行高三分の二の現金を積立て置けるもの多しと云ふ其種類は一定せざるも中錢一吊文乃至五吊文のもの多しとす吉林府には承衡官帖局なるものありて府自ら錢

票の發行に従事せり種類は小錢一吊一百文、二吊二百文、四吊四百文、六吊六百文、十一吊文の五種ありて土俗其錢票を官帖と稱し北部滿洲一帶に於て税金其他一般の取引に授受せられ流通極めて廣し蓋し他の錢票は性質全く懸知者間の小切手に過ぎず何等方式と強請の意味を有せざるを以て甲地商店の發行せるものは乙地に到らば全く無價值なるものあり假令其れが專業者たる錢舖より發行されて其錢舖が支店を有せる地に到りしとすも原來信用のみに準據せるものなれば各地に於ける信用程度の如何によりて或は絶体に通用せざるか或は少なくとも割引を要する等の不便あるを免れず然れども官帖は政府に依りて發行せられ一定の價格を付せるを以て如何なる地方に到るも同一價值に使用し得る便益あるを以てなるべし

以上叙述したる紙幣及紙票は銀銅の代用として發行せられたるものなるを以て其相場も前述錢票の場合を除く外銀銅貨相場の高下によりて決定するものなり

第二項 金貨

廣義の金貨に屬するものに金貨、砂金、金條の三種あり

金貨は滿洲に於て極めて少なし僅かに鐵道沿線及露領各地等露國人の住居せる地方に時々五留又は十留の露國金貨を見受くるに過ぎず蓋し滿洲の如く貨幣種類頗る多く貨幣制度紊亂せる地方は良貨は悪貨に驅逐されて或は海外に輸出され或は住民の金庫中に入り逐次回収されて其影を失ふに到る況んや露國も茲に見る處ありて諸拂等一切金錢の支出に銀貨を以てし可及的其流出防止に力めつゝあるに於ておや

砂金及金條(金塊の細小なるものを云ふ)は北方に於ける有力なる流通貨幣なり蓋し露領及北滿洲が砂金に富めるは既に鑛業中に叙述したるが如し從て之れに従事せる多數の勞働者は其公然たるを内密たるを問はず殆んど其産金を所有せざるものなく日用品を購買するにも知己に托して郷里に送金するにも皆砂金又は金條を以てし且つ鑛坑を出で、歸郷するものは平日竊かに盜畜したる砂金、金條を携帶し或は市場に到着して之れを販賣するを以て各地到處として砂金收買の商店あらざるなく終に轉々流通して一種の貨幣を形成するに到りしなり今左に最も流通多き市場の平均相場を摘記すべし

地名	金量	價格	地名	金量	價格
朝陽鎮	一、〇〇	銀 三六、	北團林子	一、〇〇	銀 三四、
吉林府	一、〇〇	大 四三、〇〇〇	齊々哈爾	〇、一二	大 四五、〇〇
敦化縣	一、〇〇	中 八〇、〇〇〇	海拉爾	〇、一二	大 四四、〇〇
東京城	一、〇〇	大 五二、〇〇〇	チタ	〇、一二	大 四六、〇〇
寧古塔	一、〇〇	中 九〇、〇〇〇	ゴルビツア	〇、一二	大 四七、〇〇
三岔口	一、〇〇	中 九〇、〇〇〇	ウスチカリースカヤ	〇、一二	大 四九、〇〇
三姓(東)	一、〇〇	中 六八、〇〇〇	ブラゴエチエンスク	〇、一二	大 四七、〇〇
三姓(西)	一、〇〇	中 七五、〇〇〇	ハバロフスク	〇、一二	大 四六、〇〇
呼蘭城	一、〇〇	銀 四〇、	ニコラエフスク	〇、一二	大 四五、〇〇

備考 金量欄に於ける單位は兩にして以下、錢分とす價格欄に於て銀及大、中を冠したるは銀兩及び大錢、中錢の別を示し銀の行に於ては單位を兩とし大、中錢の行に於ては單位を吊とし以下百、十、文なりとす

第三項 銀貨

廣義の銀貨を大別して銀塊及銀貨の二種とす

銀塊に數種あり曰く庫平銀、曰く元寶銀、曰く碎銀にして更に庫平銀、元寶銀は其鑄造地の異なるによりて各其名稱を異にし碎銀は大小によりて名稱に差あり故に其種類極めて多し而して庫平、元寶共に銀塊は所謂馬蹄銀にしに單位を兩と稱し一定の形狀を有し一塊の重量は普通五十三兩五匁と決定せるも各地により稍輕重の差あり最小五十一兩より五十四兩迄とす其含銀量は鑄造の場所によりて甚しく相違せり即ち各相場の異同は主として如上重量及含銀の差異を標準とし其れに少許取引上の便否及信用の如何等を加味し以て市價の決定を見る所以とす吉林府には殊に銀分検査を行ふ爲め極印局なる機關を設置せり左に滿洲に最も多く流用せる庫平及元寶の含銀量を示すべし

- 奉天庫寶 九八、五〇
- 吉林庫寶 九八、五〇
- 營口元寶 九五、六〇
- 奉天元寶 九五、六〇
- 吉林元寶 九七、八〇

- 長春元寶 九六、七〇
- 愛琿元寶 九七、八〇
- 齊々哈爾元寶 九八、〇〇
- 山西元寶 九九、四五
- 露國元寶 九八、五〇

庫平銀は政府の發行に係るものにして一に庫寶の名あり由來滿洲に於ては直隸湖北廣東安徽等のもの多く流用したるに近時政府は奉天、吉林二省の將軍に鑄銀權を附與したるを以て各地共に造幣局を新設し盛んに鑄出して各地に輸送し之れが流用に力めたるを以て漸次其勢力を増加して庫平銀中の大部を占むるに至れり左に重なる市場の平均相場を列擧すべし

- 奉天府 銀一兩に付 小錢九吊二百文
- 鐵嶺縣 同 十一吊三百文
- 西安縣 同 十吊文
- 黑林子 同 九吊五百文

吉林府	銀一兩に付	中錢三吊百八十文
農安縣	同	同 三吊五十文
長春府	同	同 三吊二百八十文
寧古塔	同	大錢一吊七百元
雙城堡	同	中錢三吊一百文
山河屯	同	同 二吊九百元
長壽縣	同	同 三吊四十文
白彥蘇々	同	同 三吊五十文
餘慶街	同	同 三吊四十五文
上集廠	同	同 三吊五十文
海拉爾	同	太錢一吊七百元

但し買ふ時は賣る時に比し各地共に約五十文の高低あり右表は賣買時の平均と知るべし

元寶銀は各地に於ける個人銀行業者によりて發行せられたる馬蹄銀を稱す露清

銀行も亦吉林府に於て之れが鑄造を爲し特に露國元寶と稱せり左に重なる各地の元寶平均相場を摘擧すべし

奉天府	銀一兩に付	小錢九吊二百五十文
鐵嶺縣	同	同 十二吊文
西安縣	同	同 十一吊文
黑林子	同	同 九吊八百文
長春府	同	中錢三吊三百文
吉林府	同	同 三吊二百文
福隆泉	同	同 三吊五十文
上河灣	同	同 三吊二百文
東京城	同	大錢一吊八百文
寧古塔	同	中錢三吊三百文
山河屯	同	同 三吊二百文
雙城堡	同	同 三吊二百文

長壽縣	銀一兩に付	中錢三吊二百六十文
呼蘭城	同	同 三吊二百五十文
沈家窩棚	同	同 三吊三百文
白彥蘇々	同	同 三吊百五十文
徐慶街	同	同 三吊一百文
上集廠	同	同 三吊五十文
海拉爾	同	大錢一吊四百五十文

但し賣買時により小差あること庫平銀に同じ

左に參考の資料として營口元寶百兩を標準とし該地の取引最も盛んにして經濟界の活潑を呈せる結氷前の各地元寶の換算率を摘記すべし

奉天元寶	一〇〇、二〇
長春元寶	一〇〇、五六
海城元寶	九九、二八
復州元寶	九九、一〇

蓋州元寶	九九、四四
遼陽元寶	九八、二〇
新民屯元寶	九九、一〇
廣寧元寶	九九、一〇
錦州元寶	九八、〇四
芝罘元寶	九八、六二
利津元寶	九六、一〇
黃縣元寶	一〇二、四四
登州元寶	九九、〇〇
北京元寶	一〇二、三三
天津元寶	九九、八〇
上海元寶	九九、四五
曹平元寶	九八、六〇
山海關元寶	九九、七〇

猶銀兩算定の衡秤に數種ありて其標秤の異なるに従ひ多少兩の輕重に差あり北
部滿洲の各地に於ては主として蘇法秤を使用せり左に蘇法秤百兩を標準とし其
當額を摘記すべし

- 營口秤 一〇〇・二〇
- 通江口秤 一〇〇・七〇
- 遼陽秤 一〇二・〇〇
- 錦州秤 一〇一・〇〇
- 北京庫秤 一〇三・九〇

碎銀は取引の便宜上元寶銀を適宜に細分し鑄造せるものにして琿春以北寧古塔
を中心とせる地方及黑龍江省の各地に於て盛んに流用せり其大小によりて種々
の名稱を付せるも十兩のものを小寶銀と稱し一兩乃至四兩のものを小銀子と稱
し此二種最も多しとす相場は普通元寶銀に比し一兩に付小銀百文乃至百五十文
の割引あり又寶牌子と稱し清量六斤を有する大銀塊を使用せるものあり
銀貨に大銀貨小銀貨の二種あり大銀貨は所謂元銀にして吉林元銀他省元銀墨弗

銀露留銀日圓銀等を稱し小銀貨とは一元未滿のものを總稱す
吉林元銀は吉林府に於て鑄造せられたるものにして滿洲到處流用し銀貨中最も
勢力あり他省元銀は吉林省以外の清國各省に於て鑄造せられたるものにして其
數多からず漸く南部各地に餘勢を保てるのみ墨弗銀は一に洋銀と稱し南部滿洲
に勢力を有し露留銀は露國の留銀貨にして北部滿洲に於て勢力を有し共に滿洲
の銀元中吉林元銀に亞きて優勢なるものなり日圓銀は我國の一圓銀貨にして其
數極めて少なく微々として氣勢揚らざるものあり左に重なる元銀の各地平均相
場を表示すべし

地	名	標貨	吉林銀一元	他省銀一元	露銀一元
奉天	府	小錢	六、二〇〇		
鐵嶺	縣	同	八、二〇〇		
奉化	縣	同	六、六〇〇		
西豐	縣	同		七、二〇〇	
西安	縣	同		七、〇〇〇	
黑龍	子	同			七、二〇〇

地名	標貨	吉林銀一元	他省銀一元	露銀一留
朝陽鎮	中錢	二、二〇〇〇	七、六〇〇〇	六、〇〇〇〇
長春府	同	二、二〇〇〇	二、二〇〇〇	二、七二〇〇
吉林府	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
寬甸	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
長拉山	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
農安	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
福隆	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
上河	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
琿春街	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
敦化	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
東寧	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
寧古塔	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
鐵嶺	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇
穆稷	同	二、二〇〇〇	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇

地名	標貨	吉林銀一元	他省銀一元	露銀一留
三岔口	大錢	一、一五〇〇		一、〇〇〇〇
一面坡	中錢	一、一五〇〇		
孤榆樹	中錢	二、二〇〇〇	二、二〇〇〇	
石兒城	中錢	一、一五〇〇	二、二〇〇〇	
雙城	中錢	二、三〇〇〇	二、四〇〇〇	
伯都訥	大錢	一、一〇〇〇		
永增	同	一、一〇〇〇		
長壽	同	二、三〇〇〇		二、〇〇〇〇
三姓	同	二、二五〇〇		二、〇〇〇〇
呼蘭	同	二、二〇〇〇		二、〇〇〇〇
沈窩	同	二、二〇〇〇		二、〇〇〇〇
白蘇	同	一、一〇〇〇		一、〇〇〇〇
北林	同	二、二〇〇〇		
餘子	同	二、二〇〇〇		
上街	同	二、二〇〇〇		
齊爾哈	同	一、〇五〇〇		

第四編 殖產興業 第九章 商業 第七節 通貨

地名	標貨	吉林銀一元	他省銀一元	露銀一留
札蘭屯	中錢	二、三〇〇		二、〇〇〇
興安	大錢			一、〇〇〇
海拉爾	同	一、〇五〇		一、〇〇〇
滿洲站	同			一、〇〇〇
ストレンスク	同			一、〇〇〇
チタ	同			一、〇〇〇
ゴルビツ	同			一、〇〇〇
スバスカヤ	同			一、〇〇〇
ニコリスク	同			一、〇〇〇
ハバロフスク	同			一、〇〇〇
ブラゴエチエンスク	同			一、〇〇〇

備考 他省元銀及墨弗銀は各地に於て稍相場を異にせるも概して大差あらざるを以て併記したり

小銀貨は各國各省のものあり即ち吉林貨奉天貨他省貨露貨日貨英貨等共に存するも一般多く流通せるは清國各省鑄造のものにして半元(五十仙)二角(二十仙)一角

(十仙)半角(五仙)の四種あり其相場は各種共に殆んど一定せるも大取引に際しては其大小に依りて多小の差異を生じ更に之れを大銀貨又は銀塊に比せば五分乃至一割の割引あるを普通とせり而して巨額の取引に之れを用ゆるもの亦少なし蓋し其算數眞偽鑑定等に多大の時間を要し不便尠なからざるを以てなり左に普通採用せる大銀貨及元寶銀との差額を示すべし

吉林銀	百元	小銀貨	百十二元
他省銀	百元	全	百十一元
墨銀	百弗	全	百十一元五十仙
露銀	百留	全	百六元
元寶銀	五十三兩五匁	大銀貨	七十六元
全		小銀貨	七十七元五十仙

第四項 銅貨

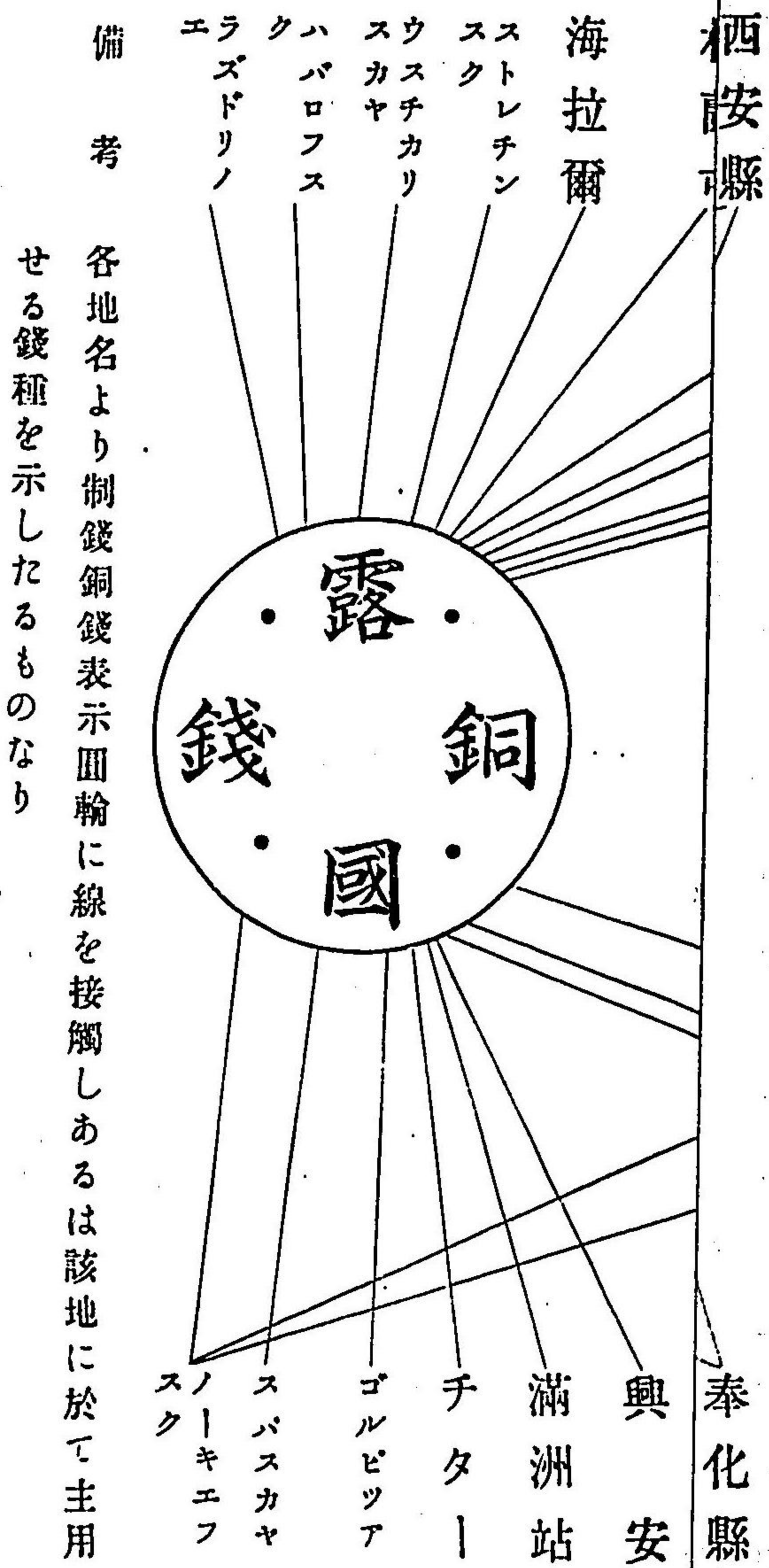
廣義の銅貨に制錢及銅錢の二あり

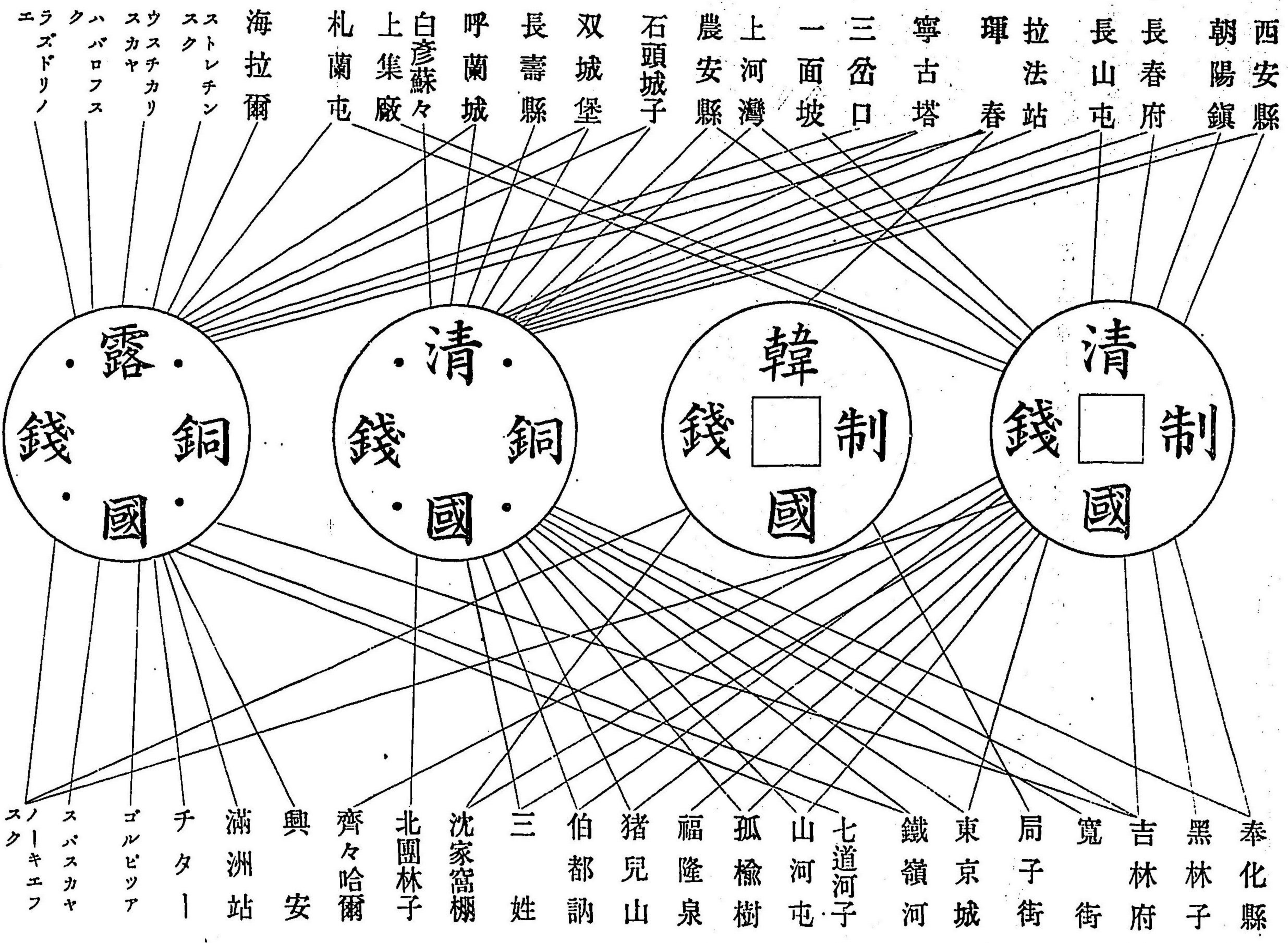
制錢は康熙又は乾隆と刻字せる所謂穴錢にして中錢小錢の二種あり每錢合む所

の純銅は十分の五乃至六にして他は凡へて鉛其他の混合物よりなれり滿洲に於ては奉天府吉林府の外鑄造せる所なく主として南清より輸入せらるゝもの多し且つ奉天造幣局は毎年千六百緡を鑄出し猶豫備として三万緡を常置し吉林造幣局も亦一年千餘緡を鑄出せりと稱するも官政治ねからず私かに悪貨を鑄造するもの極めて多く事實官錢の流用は全額三割乃至四割に過ぎざるべし

銅錢は我國の銅錢に酷似し一仙二仙の二種ありて各國鑄造もの共に流用せるも其最も多額なるは清國各省のもの及露國鑄造のものとする

制錢銅錢共に單位を文と稱し土人は制錢の中小二種に銅錢を大錢と稱し加へ以て標貨を大中小の三錢に區別せり中錢は主として北部滿洲即吉林黑龍江二省に流通し小錢は専ら南部滿洲即盛京省に用ひられ鐵道沿線其他露貨の多き地方に於ては大錢を以て算定するもの多し而して大錢の一吊文は中錢の二吊文に當し小錢の一吊文は大錢の百六十文に當す一吊文は所謂一貫文にして二緡よりなり一緡は五百文にして一吊文は畢竟一千文の意なり今左に各地方に於て主用せらるゝ銅貨即銅錢及制錢の情況を圖解せん

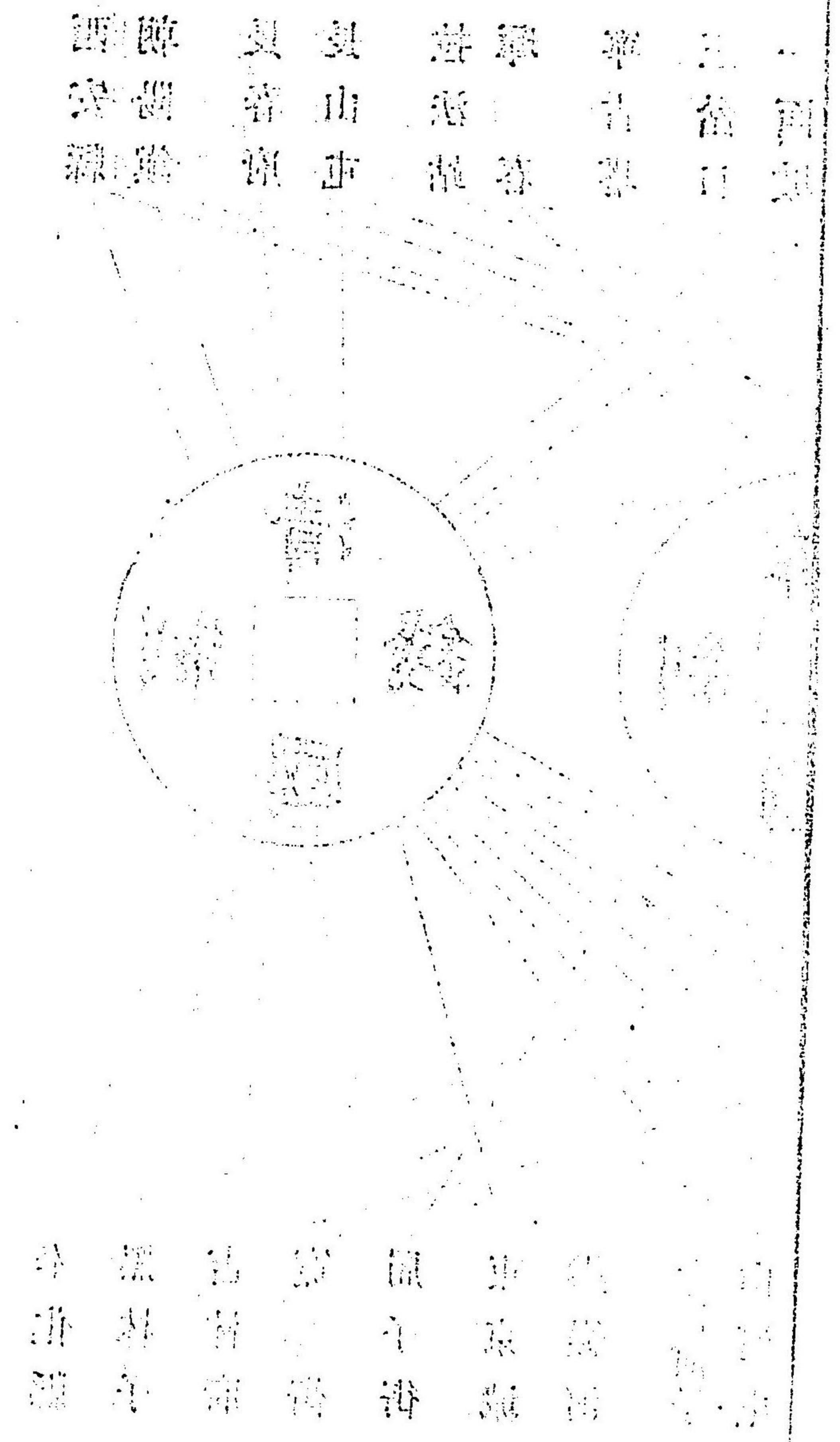




備考 各地名より制錢銅錢表示圓輪に線を接觸しあるは該地に於て主用せる錢種を示したるものなり

- 西安縣
- 朝陽鎮
- 長春府
- 長山屯
- 拉法站
- 琿春
- 寧古塔
- 三岔口
- 一面坡
- 上河灣
- 農安縣
- 石頭城子
- 双城堡
- 長壽縣
- 呼蘭城
- 白彥蘇々
- 上集廠
- 札蘭屯
- 海拉爾
- ストレチン
- ウスチカリ
- スカヤ
- ハバロフス
- ラズドリノ

- 奉化縣
- 黑林子
- 吉林府
- 寬街
- 局子街
- 東京城
- 鐵嶺河
- 七道河子
- 山河屯
- 孤榆樹
- 福隆泉
- 猪兒山
- 伯都訥
- 三姓
- 沈家窩棚
- 北團林子
- 齊々哈爾
- 興安
- 滿洲站
- チター
- ゴルピツア
- スバスカヤ
- ノーキエフ



第八節 稅賦

由來清國の税制は頗る煩雜を極め一般産業の發達上殊に商業上に與へたる不便決して尠少なりと謂ふ可らず滿洲の如く邊境に位置し且つ外國との接渉多く中央の政令治ねからざる地方に於て特に甚しきものあり蓋し税賦の管轄は中央政府に直屬し戸部工部等之れを管掌せるも是等の官衙は毎年始め其收入總額を豫定し地方各官に命じ徵收せしめ更に財用不足に際し各關に定額以上の臨時納付を命ずるのみにて若し實收定額に不足を生ずれば監督地方官をして自己の財裡より之を補充せしめ若し實收より定税臨時税税局經費を控除して餘剩あれば地方官の自得に歸し其徵收課税法の如何に到りては殆んど頗る處なきなり故に其税種の如きも所謂海關に屬する輸出入税噸税沿岸貿易税阿片税等の外所謂舊關及釐金税局に屬する山海税牲口税木税邊境通過税斗税秤税烟土税線麻税烟草税毛皮税鹿皮税人參税等あり又官捐と稱し買貨捐賣貨捐烟館捐等あり更に各地方官は隨時一片の上奏文を奉呈し以て種々の税捐を新設し得るを以て其數極

めて巨莫に達し容易に列擧すべきにあらず若し夫れ税率に到りては各地當該吏の隨意決定に任じ時に依り處に依り之れを異にせるを以て一々是等を明記するは殆んど不可能に屬せり例之ば吉林府にては線麻稅從價千分の七十五、牲口稅千分の五十、人參稅千分の百、賣貨捐千分の二十、海產物稅千分の二十四、木稅千分の十四、通過稅千分の二十、斗稅一斗に付大錢八文、我一錢、秤稅百斤に付大錢七百五十文、我九十三錢八厘、烟館捐一月大錢七百五十文、我九十三錢八厘等を課し農安縣にては賣貨捐從價千分の三十、牲口稅千分の四十、邊境通過稅千分の二十、燒酒百斤に付中錢六百文、我七十五錢、烟土稅一兩に付中錢百文、我十二錢五厘等を徵す敦化縣にては賣貨捐從價千分の十一、烟草稅、線麻稅千分の二十、烟土稅千分の三十、牲口稅千分の二十等を納めしめ額木索は烟草稅、線麻稅千分の三十、烟土稅一兩に付中錢七十五文、我四錢七厘、牲口稅は千分の五十とし買主より三十賣主より二十を納めしめ、豚印字稅は一頭に付中錢百文、我六錢三厘を徵し、琿春にては烟草稅、線麻稅百斤に付中錢二吊文、我一圓二十五錢、烟土稅一兩に付中錢百四十文、我八錢八厘、牲口稅從價千分の四十等を課し通過貨物に對しては別に千分の十一を徵し雙城堡に

ては賣貨捐千分の九、燒酒稅、線麻稅百斛に付大錢一吊二百文、我一圓五十錢、烟草稅百斛に付大錢一吊一百文、我一圓三十七錢五厘、牲口稅千分の三十六、牛皮稅一枚に付大錢八十文、我十錢、豚稅一頭に付大錢百二十文、我十五錢、印字稅大錢百六十文、我二十錢等を徵し阿什河にては牛皮稅一枚に付中錢二百文、我十二錢五厘、豚稅一頭に付中錢百文、我六錢五厘、烟草稅百斤に付中錢二百五十文、我十五錢六厘、牲口稅千分の十、鹿茸稅百分の十、人參稅百分の十、貂皮一枚に付中錢三百文、我十八錢八厘、燒酒百斤に付中錢百三十文、我八錢一厘、線麻稅中錢二百五十文、我十五錢六厘、野猪稅一頭に付中錢二百文、我十二錢五厘等を徵し三姓にては賣貨捐として千分の九十、買貨捐千分の十一、牲口稅千分の二十、毛皮稅千分の二十、粗皮稅千分の十、木稅千分の八十、魚稅百斤に付銀一錢、我十四錢、斗稅一年中錢十吊文、我六圓二十五錢、秤稅一年中錢五百文、我三十一錢三厘、烟土稅一兩に付中錢百三十文、我八錢一厘を抽し又碇泊の帆船に對し繫泊稅と稱し每船橋一本に付中錢一吊文、我六十二錢二厘を收めしめ更に下流三里餘の地に一稅局を設け下水貨物に對し燒酒、烟草は百斤に付中錢六百文、我三十七錢五厘、根穀は百斤に付中錢八十文、我五錢、麥粉百斤中錢二百

文(我十二錢五厘)豆油百斤中錢二百七十文(我十六錢九厘)鹽百斤中錢五十文(我三錢一厘)砂糖百斤中錢二吊文(我一圓二十五錢)金屬製器百斤中錢一吊八十六文(我六十七錢九厘)絹布衣類中錢十五吊文(我九圓三十七錢五厘)木綿衣類中錢二百五十文(我十五錢六厘)を課し伯都訥にては賣買貨捐として千分の三十を抽し支那帆船又は荷馬車が糧穀を搭載せるときは一斛に付中錢六文(我四厘)を課し其出帆又は出發に際して舟夫又は馬夫一人に付中錢一吊文(我六十二錢五厘)を納めしめ呼蘭城にては斗税として一石に付大錢五十文(我六錢二厘五毛)秤税として千斤に付大錢五百文(我六十二錢五厘)を課し下航船舶に對しては百擔に付大錢三吊文(我三圓七十五錢)を課し白彥蘇々に於ては賣買貨捐千分の二十、烟草税線麻税十斤に付大錢百文(我十二錢五厘)烟土税千分の三十等を徴し北團林子にては買貨捐千分の三十六、賣貨捐千分の十、牲口税千分の三十六、加票一頭に付中錢一吊文(我六十二錢五厘)三頭以上中錢三吊文(我一圓八十七錢五厘)斗税賣時大錢五文(六厘)二毛買時大錢三文(我三厘一毛)秤税百斤中錢五十文(我三錢一厘)木税千分の二十四を課し齊々哈爾にては賣買貨捐千分の三十六、烟草税千分の七十二、烟土税五十五兩重に付銀一兩七

錢六分(我二圓四十六錢四厘)牲口税千分の三十五、牛皮税一枚に付大錢百文(我十二錢五厘)鹿茸税千分の三十六を課せる等税種税率共に甚しき差異ありて殆んど一定せるものあらざるなり願ふに頑迷なる中央政府は財政起準を收入に置かすして支出に存し先づ總額を決定して然る後個々の財源を探求し飽迄之に充たさんとし貪婪なる地方官吏は自家の損失を杞憂し且つ餘收の大ならんことを欲して頻りに重課暴徴を試み以て斯の如く法規紊亂紛錯雜の情態を招致し人民は常に暴斂誅求の悲運を脱し能はざるあり而かも重税と雖ども一回の負擔能く之れを補ふを得ば猶可なり其釐金税通過税の如き苟も分局分卡の存する處にては其地を經過する毎に再課三徴せられ加ふるに傲慢なる小吏輩が檢閲を名とし徒らに商品を停留し甚しきは之れを沒收することありと云ふに到りては蒼生の苦惱想ふべきにあらずや茲に於てか商人等は其煩勞と窘窮を免れんと欲し公議會會館等の組合に於て豫め該地一年間の出入貨物を概算し釐金局と交渉の上稅收總額を協定し請負的に上納する法を採れるもの少なからずとす

第九節 物價表

第一項 反物類

地名	標貨單位	品種	清尺		同		同		同		同		同		同		同	
			文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
敦化縣	同	羽絨																
娘庫街	同	花旗布																
寬甸	同	打連布																
穆稔河	同	清水布																
拉法屯	中錢	大尺布																
長山府	大錢	小尺布																
吉林縣	同	套布																
黑龍鎮	小錢	更紗																
朝陽鎮	中錢	露國																
奉化縣	小錢	綿糸																
		棉花																

地名	標貨單位	品種	價格
局子街	同	羽絨	七三〇
東京城	大錢	花旗布	二六〇
寧古塔	中錢	打連布	三二〇
鐵嶺河	大錢	清水布	一四〇
穆稔林	同	大尺布	一三〇
拾馬溝	同	小尺布	一五〇
三岔口	中錢	套布	二八〇
一岔坡	大錢	更紗	五五〇
七道河	同	露國	五五〇
拉法屯	同	綿糸	一三〇〇
山屯城	中錢	棉花	一三〇〇
孤榆樹	同		
石頭城	大錢		
上河灣	中錢		
豬兒山	同		
農安縣	同		
福隆泉	同		

第四編 殖產興業 第九章 商業 第九節 物價表

地名	標貨/單位	品名	
		羽絨	細花
齊齊哈爾	大錢	三〇〇	八〇
雙合鎮	同	三〇〇	三〇〇
上集廠	同	三〇〇	五〇〇
徐慶街	同	三〇〇	五五〇
北園林子	中錢	二〇〇	二〇〇
白彥蘇	同	一〇〇	一〇〇
西集廠	大錢	一五〇	一五〇
沈家窩	同	二八〇	二八〇
呼蘭城	同	四五〇	五〇〇
三壽縣	同	二〇〇	二六〇
長壽縣	中錢	四八〇	四八〇
哈爾濱	大錢	一五〇	一五〇
永增園	中錢	二八〇	三〇〇
二層甸子	同	一六〇	一七〇
伯都訥	大錢	一六〇	一七〇
與安	同	二〇〇	一九〇
海拉爾	同	二〇〇	二五〇
滿洲站	同	三〇〇	三〇〇
斯托連斯克	同	三〇〇	三〇〇
チタ	同	三〇〇	三〇〇
ゴルピツア	同	二五〇	二五〇
ウスチカリスカヤ	同	二六〇	二六〇
ブラゴエチエンスク	同	二六〇	二六〇
ラズドリノエ	同	二〇〇	二〇〇
ニコリスク	同	二〇〇	二〇〇
スバスカヤ	同	二〇〇	二〇〇
イマン	同	一八〇	一八〇
ハヴロフスク	同	二〇〇	二〇〇
ニコラエフスク	同	一〇〇	一〇〇

地名	標貨/單位	品名	價格
齊齊哈爾	大錢	羽絨	三〇〇
雙合鎮	同	細花	八〇
上集廠	同	打連布	三〇〇
徐慶街	同	清水布	五〇〇
北園林子	中錢	大尺布	二〇〇
白彥蘇	同	小尺布	一〇〇
西集廠	大錢	套布	一五〇
沈家窩	同	露紗	二八〇
呼蘭城	同	更紗	四八〇
三壽縣	同	綿糸	二〇〇
長壽縣	中錢	棉花	四八〇
哈爾濱	大錢	同	一五〇
永增園	中錢	同	二八〇
二層甸子	同	同	一六〇
伯都訥	大錢	同	一七〇
與安	同	同	二〇〇
海拉爾	同	同	二五〇
滿洲站	同	同	三〇〇
斯托連斯克	同	同	三〇〇
チタ	同	同	三〇〇
ゴルピツア	同	同	二五〇
ウスチカリスカヤ	同	同	二六〇
ブラゴエチエンスク	同	同	二六〇
ラズドリノエ	同	同	二〇〇
ニコリスク	同	同	二〇〇
スバスカヤ	同	同	二〇〇
イマン	同	同	一八〇
ハヴロフスク	同	同	二〇〇
ニコラエフスク	同	同	一〇〇

第二項 食料品及雜貨類

第四編 殖産興業 第九章 商業 第九節 物價表

地名	標貨單位	品名	
		油豆	精豆
奉化縣	小錢	六六〇	同
朝陽鎮	中錢	五〇〇	同
黑林縣	小錢	六〇〇	同
西豐縣	同	六〇〇	同
吉林府	大錢	二〇〇	同
長法屯	中錢	二〇〇	同
拉法河	同	二〇〇	同
穆琴街	同	二〇〇	同
寬街	同	一八〇	同
敦化縣	同	二〇〇	同
局子街	同	二〇〇	同
東京城	大錢	二〇〇	同
寧古塔	中錢	二〇〇	同
燒酒	同	二〇〇	同
麵粉	同	二〇〇	同
白砂糖	同	八〇〇	同
赤砂糖	同	五〇〇	同
醬油	同	三〇〇	同
鹽	同	三〇〇	同
海參	同	三〇〇	同
海菜	同	二〇〇	同
草烟	同	一〇〇	同
阿片	同	一〇〇	同
石油	同	一〇〇	同
燐寸包	同	一〇〇	同
麻繩	同	一〇〇	同
藍錠	同	一〇〇	同
烏拉靴	同	一〇〇	同
皮帽子	同	一〇〇	同

地名	標貨單位	品名	價格
鐵嶺	大錢	油豆	三〇〇
穆林	同	精豆	同
拾馬溝	同	麵粉	同
三岔口	中錢	白砂糖	六〇〇
一面坡	大錢	赤砂糖	四〇〇
七道河	同	醬油	三〇〇
拉林城	同	鹽	三〇〇
山屯	中錢	海參	三〇〇
孤榆樹	同	海菜	二〇〇
石頭城	大錢	草烟	一〇〇
上河灣	中錢	阿片	一〇〇
豬兒山	同	石油	一〇〇
農安縣	同	燐寸包	一〇〇
福隆泉	同	麻繩	一〇〇
伯都訥	大錢	藍錠	一〇〇
二層甸	同	烏拉靴	一〇〇
永增園	中錢	皮帽子	一〇〇
哈爾濱	大錢		

地名	標貨	單位	品名	
			油豆	糟豆
長壽縣	中錢	斤	二七〇	二七〇
三蘭城	同	同	二四〇	二四〇
呼蘭城	同	同	二二〇	二二〇
沈家窩棚	同	同	三五〇	三五〇
西集廠	大錢	斤	一七〇	一七〇
白彥蘇	同	同	八〇	八〇
北園林子	中錢	斤	二〇〇	二〇〇
徐慶街	同	同	一六〇	一六〇
上集廠	同	同	一六〇	一六〇
雙合鎮	同	同	二〇〇	二〇〇
齊哈爾	大錢	斤	二〇〇	二〇〇
興安	同	同	一〇〇	一〇〇
海拉爾	同	同	二五〇	二五〇
滿洲站	同	同	三〇〇	三〇〇
クストレン	同	同	一四〇	一四〇
油醬	同	斤	三〇〇	三〇〇
鹽	同	斤	一五〇	一五〇
參海	同	斤	八〇〇	八〇〇
菜海	同	斤	二五〇	二五〇
草烟	同	斤	一五〇〇	一五〇〇
阿片	清兩	斤	二〇〇〇	二〇〇〇
石油	清斤	斤	八〇	八〇
寸燐	包	斤	一五〇	一五〇
細麻	同	斤	一五〇	一五〇
藍靛	同	斤	一五〇	一五〇
靴烏拉	足	個	二五〇〇	二五〇〇
子皮帽	個	個	五〇〇〇	五〇〇〇

地名	品名	標貨	單位	價格
チタ	米	同	斤	三三〇
ゴルピツ	粟	同	斤	二二〇
ウチカリ	玉蜀黍	同	斤	一八〇
カヤ	高黍	同	斤	二〇〇
アラゴ	小麥	同	斤	二〇〇
ラズ	燕麥	同	斤	二〇〇
ニコリス	豆	同	斤	二〇〇
スバ	馬苔	同	斤	二〇〇
イマ	薯	同	斤	二〇〇
ハメ	白菜	同	斤	二〇〇
クニ	大根	同	斤	二〇〇

第三項 糧穀及野菜類

地名	品名	標貨	單位	價格
奉化縣	米	清斗	同	五五〇文
朝陽鎮	粟	同	同	五五〇文
中錢	玉蜀黍	同	同	六二〇〇文
小錢	高黍	同	同	六二〇〇文
同	小麥	同	同	六二〇〇文
同	燕麥	同	同	六二〇〇文
同	豆	同	同	六二〇〇文
同	馬苔	清斤	同	六二〇〇文
同	薯	同	同	六二〇〇文
同	白菜	同	同	六二〇〇文
同	大根	個	同	六二〇〇文

第四編 殖産興業 第九章 商業 第九節 物價表

地名	標貨單位		米	粟	玉蜀黍	高黍	小麥	燕麥	豆	馬芥薯	白菜	大根
	標貨	單位										
黑林	小錢	六〇〇〇	六〇〇〇									
西豐	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
吉林	大錢	六〇〇〇	六〇〇〇									
長山	中錢	六〇〇〇	六〇〇〇									
拉法	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
穆拉	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
寬街	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
敦化	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
局子	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
東寧	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
寧古	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
鐵嶺	同	六〇〇〇	六〇〇〇									
穆林	同	六〇〇〇	六〇〇〇									

地名	標貨	單位	米	粟	玉蜀黍	高黍	小麥	燕麥	豆	馬芥薯	白菜	大根
拾馬溝	同	中錢	二五〇〇									
三岔口	同	中錢	二五〇〇									
一七坡	同	大錢	一八〇〇									
七道河	同	同	一八〇〇									
拉林城	同	中錢	二〇〇〇									
山榆屯	同	中錢	二〇〇〇									
孤榆樹	同	大錢	二〇〇〇									
石頭城	同	大錢	二〇〇〇									
上河灣	同	中錢	二〇〇〇									
豬兒山	同	同	二〇〇〇									
農安縣	同	同	二〇〇〇									
福隆泉	同	同	二〇〇〇									
伯都訥	同	大錢	二〇〇〇									
永層甸	同	同	二〇〇〇									
哈爾濱	同	中錢	二〇〇〇									
長壽縣	同	大錢	二〇〇〇									
三姓	同	中錢	二〇〇〇									

第四編 殖產興業 第九章 商業 第九節 物價表

物價表は戦争てふ二年間の大障害に依りて一層激しき變態を示せる
 昨明治三十八年末の調査に係れり以て直ちに其平常を推すべからず
 と同時に不調和なる滿洲經濟情態の一斑を窺ふに足らん

滿洲地誌 中卷終

明治
 明治

頁數		行數		誤		正	
六七	八	二斗五斗	二斗五斗	收穫の期は六日末	收穫の期は六月末	羊	飼料者
一四八	一	表中去ハ	飼料者ハ	山東省より來れるもの	山東省より來れるもの	沿海州	舉動頗る輕快
一七八	一	表中去ハ	飼料者ハ	山東省より來れるもの	山東省より來れるもの	沿海州	舉動頗る輕快
一九一	二	飼養者ハ	飼料者ハ	山東省より來れるもの	山東省より來れるもの	沿海州	舉動頗る輕快
二二六	一〇	山東省より來れるもの	山東省より來れるもの	沿海州	沿海州	舉動頗る輕快	を妨ぐるを以て
二二八	一四	沿海外	沿海州	舉動頗る輕快	舉動頗る輕快	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て
二七〇	一	舉動頗る輕快	舉動頗る輕快	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て
二八二	一四	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て	を妨ぐるを以て
三一四	二	沿口沙裏子	沿口沙裏子	臨江縣を去る	臨江縣を去る	一萬二、三千斤	温水又は冷水
三一九	九	臨江縣を去る	臨江縣を去る	一萬二、三千斤	一萬二、三千斤	温水又は冷水	材の爲めに
三七一	六	一萬二、三千斤	一萬二、三千斤	温水又は冷水	温水又は冷水	材の爲めに	干條魚は
四四一	三	温水又は冷水	温水又は冷水	材の爲めに	材の爲めに	干條魚は	乾燥するものあり
四四五	一	材の爲めに	材の爲めに	干條魚は	干條魚は	乾燥するものあり	赤色、桃色、橙色、黄色
四四六	五	干條魚は	干條魚は	乾燥するものあり	乾燥するものあり	赤色、桃色、橙色、黄色	主事を勤め
四五六	八	乾燥するものあり	乾燥するものあり	赤色、桃色、橙色、黄色	赤色、桃色、橙色、黄色	主事を勤め	該地の八巨商
五二七	四	赤色、桃色、橙色、黄色	赤色、桃色、橙色、黄色	主事を勤め	主事を勤め	該地の八巨商	殆んど顧みる處
五八七	七	主事を勤め	主事を勤め	該地の八巨商	該地の八巨商	殆んど顧みる處	能はざるなり
六二一	九	該地の八巨商	該地の八巨商	殆んど顧みる處	殆んど顧みる處	能はざるなり	
六二五	七	殆んど顧みる處	殆んど顧みる處	能はざるなり	能はざるなり		

滿洲地誌中卷正誤

中國共全四册
 金五圓五拾錢

田利遠

株式會社

柳津要人

宗十郎

築地活版製造所

三丁目十四番地

株式會社

株式會社支社

滿洲

六百三十八
激しき變態を示せる
平常を推すべからず
に足らん

明治三十九年八月三十日印刷
明治三十九年九月三日發行

滿洲地誌附圖共全四冊

正價 金五圓五拾錢

著者 守田利遠

發行者 丸善株式會社

右代表者 小柳津要人

印刷者 野村宗十郎

印刷所 東京市京橋區築地二丁目十七番地
株式會社 東京築地活版製造所



發行所

東京市日本橋區通三丁目十四番地
丸善株式會社
大阪市東區博勞町四丁目
丸善株式會社支社

新刊

遼東兵站監部編纂

三十八年十一月出版

滿洲要覽

菊判洋裝全壹冊
紙數五百餘頁
正價金貳圓
郵稅金拾五錢

如何にして戰勝の獲得權を有效ならしむべきや？
是れ日本國民全體の研究すべき問題なり而して滿洲要覽は之に解鍵を與ふる最有力の參考書たるべし

法學博士有賀長雄君校
東亞同文會編纂

三十九年四月再版發行

東亞特種條約彙纂

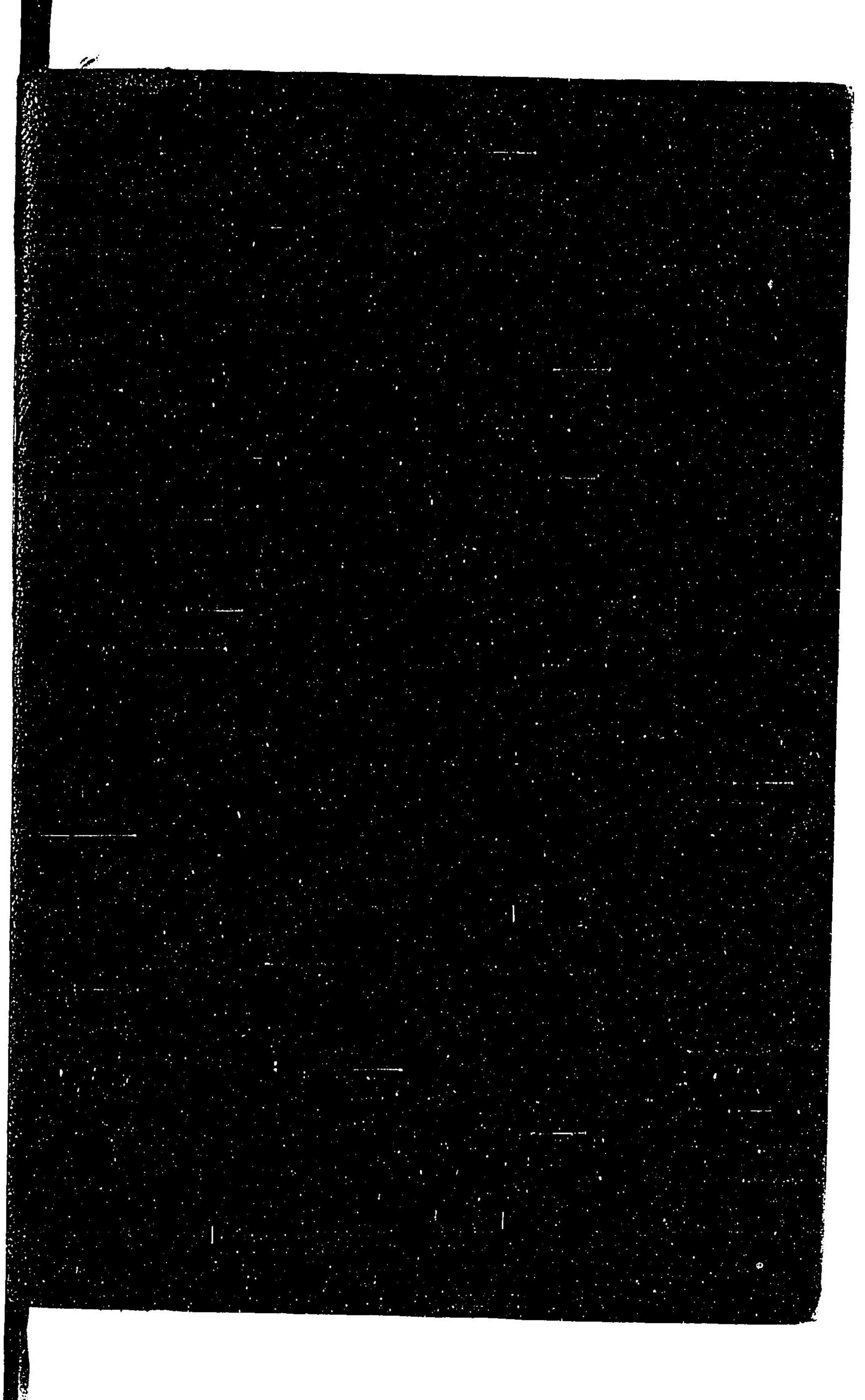
四六倍判洋裝全壹冊
紙數壹千參百餘頁
正價金參圓五拾錢
郵稅金貳拾錢

日露戰役は東亞の大事件にして其結果は亦實に東亞の大局を一定し世界外交史上一新時代を劃したり即ち之に關聯する有らゆる條約及外交文書を網羅すると共に初版に漏れたる舊條約及新條約を増補したる本書は日本國民が常に架上に備へて反覆攻究すべきものにあらざるや

東京 大阪

丸善株式會社

CL
No. 758



295.25
M852m
(4)

026689-002-9

292.25-M852m

滿洲地誌

守田 利遠/著

中

M39

ADD-0381



